

第 10 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この実施要領は、第 10 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第 10 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務

(2) 業務の規模（見積限度額）

金 11,221,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記のうち、令和 7 年度（調査業務）5,303,000 円、令和 8 年度（計画策定業務）5,918,000 円を限度額とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり。なお、仕様書には提案にあたり最低限の必要事項を記載しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

3 参加要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 桜川市建設工事等入札参加資格審査規定(平成 17 年桜川市告示第 7 号)に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されているまたは登録予定であること。
- (2) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号)又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成 17 年訓令第 36 号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (5) 桜川市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 17 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 第 8 期及び第 9 期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務の完了実績（アンケート調査及び計画策定支援、双方の完了実績を要し、他市での実績を含む）があり（関連会社

の実績は除く)、業務責任者として実績のある人員を本業務に業務責任者等として配置できること。

4 参加表明書等の提出

(1) 提出書類等

- ① 様式第1号 参加表明書
- ② 様式第2号 業務実績調書(参加資格確認)
- ③ 様式第3号 企業概要書
- ④ 様式第4号 業務実施体制表及び業務担当経歴等調書
- ⑤ 納税証明書の写し(直近1年分)

※1 納税証明書については、取得時点の最新年度分の納税証明書とする。

※2 本店の所在地(桜川市との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地)における、証明年月日が公告日以降の法人市区町村税の未納のないことを証明する証明書の写しを提出すること。

- ⑥ 任意様式 見積書(見積内訳書を含む)

※見積内訳書の提出の際は押印の上で提出すること。また、優先交渉権者として選定された場合も参考見積書の金額がそのまま契約額となるわけではないことに留意すること。

※参加表明に関する問い合わせは、電話、メール、FAXで受け付ける。

(2) 提出書類等の提出媒体及び提出部数は次のとおりとする。

紙媒体：原本1部・写し2部

(3) 提出方法

郵送(簡易書留のみ)又は直接持参

(4) 提出期限

令和7年6月13日(金)午後5時必着

(5) 提出先

所在：〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64番地2

担当部署：桜川市 保健福祉部 介護保険課

Tel：0296-75-3158(直通) Fax：0296-75-4690

E-mail：kaigohoken_s@city.sakuragawa.lg.jp

5 提案資格確認結果の通知

参加表明書を提出した者(以下、「参加表明者」という。)のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対し、その旨及びその理由を通知する。併せて、提案資格が認められた者に対しては、提案書の提出を要請する。

(1) 通知の期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）までに行う。

(2) その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は桜川市が通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに「4（5）」の提出先まで提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し回答することとする。

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式第 5 号）を電子メールにより提出すること。（期限必着）

※質問書（様式第 5 号）の提出先は、「4（5）」に記載のとおり

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 20 日（金）までに桜川市公式ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

提案資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する参加表明者(以下、「提案者」という。)は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

(1) 提案書類一式

①企画提案書(様式任意)

②「第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」成果品

※ 1 ①,②ともに電子データでの提出は必須・必要に応じて紙媒体等を提出するものとし、郵送しないし持参による提出の場合は電子データを格納した CD-R を提出すること。

※ 2 企画提案書の規格は、原則として A 4 判両面印刷とする。書式については特に定めがないが、見やすさに留意のうえ作成し、枚数の規定も設けない。

※ 3 企画提案書については、仕様内容を満たした内容とし、社会経済情勢や国県の最新動向の反映のほか、法令関係等の企業独自の提案があればあわせて提案すること。

※ 4 企画提案書の構成について、特段の定めはないが、別紙仕様書に定める業務内容への対応方法等が伺える提案書とすること。

(2) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

ア 電子メール

提出書類を PDF 形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

※ メール の 件名 は「【企画提案】第 10 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（事業者名）」とすること。

※ メール 1 通あたり、ファイル容量 8 MB 以内とすること。容量が大きい場合は、分割して送付、又は、大容量ファイル送信サービス等により送付すること。（容量が大きい場合、不達となる場合があります。）

※ メール受信後、到達確認メールを返信いたします。メール送信後、2 営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認してください。

イ 郵送

書留郵便で送付すること。

※ 封筒の表に「第 10 期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画プロポーザル企画提案書在中」と朱書きすること。

ウ 持参

事前に電話連絡の上、平日の 9 時から 17 時の間に持参すること。

（土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。）

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時必着

(4) 提出先

4（5）と同じ

8 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

(1) 提出された提案書は返却しない。

(2) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。

(3) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

9 プレゼンテーション審査の実施

審査委員によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された「7(1)①企画提案書」に沿った内容とし、追加資料の配付は認めない。なお、プロジェクター等の機材を使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

※ パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、市が用意したものを使用すること。

(2) 提出資料

『7(1)①企画提案書』を印刷したもの及び『7(1)②「第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」成果品』を、各10部持参すること。

(3) 実施日

令和7年6月30日(月)

※ 時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。

※ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

(4) 出席者

3名以内とし、説明は本業務に直接関わる者とする。

(5) 所要時間

1 提案者あたり説明(15分)及び質疑(10分)を予定(変更の可能性あり)。

10 優先交渉権者の決定方法

(1) 優先交渉権者の選定

第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務に係るプレゼンテーションを受け、審査・評価した結果に基づき、次により優先交渉権者を決定する。

- ① 提案の審査は「(2) 評価項目」に基づき評価を行う。評価項目の配点は各10点とする。
- ② 点数付けは審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位を決める。
- ③ 審査委員が提案者順位1位を最も多く付けた提案者を優先交渉権者とする。
- ④ 提案者順位1位が同数の場合は、総得点が多い提案者を優先交渉権者とする。
- ⑤ 提案者順位1位が同数かつ総得点が同点の場合は、審査委員長が優先交渉権者を決定する。

(2) 評価項目

項目	評価の視点
業務体制	適切な実施体制となっており、業務内容に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されているか。
提案内容（１）	桜川市の現状、課題、特性を的確に把握した提案となっているか。
提案内容（２）	高度な知識や専門的な技術、企画力を活かした的確性、実現性のある提案となっているか。
業務計画	本業務を期間内に完了するため、実現可能なスケジュールが提示されているか。
資料作成能力	企画提案書の内容が分かりやすくまとめられているか。
セキュリティ	個人情報の取扱等、情報資産の保護体制は十分か。
プレゼンテーション能力	説明及び質問への回答が的確であるか。
独自性	計画策定に対する独自の優れた視点があるか。
成果品	「第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の完成度。
費用対効果	提案内容と見積金額の整合性がとられ、費用対効果は妥当か。

11 審査結果

審査結果は、全提案者に対し郵送により通知する。

審査結果等についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

12 結果の公表

(1) 審査結果通知後速やかに、桜川市公式ホームページにて公表する。

(2) 公表事項

- ① 優先交渉権者
- ② 提案者総数

13 契約手続

審査の結果、優先交渉権者となった提案者と市で協議の上、随意契約により契約を締結する。

結果を通知した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 10 日後の午後 5 時までに優先交渉権者と契約に係る諸条件等の調整が出来なかった場合は、「10 優先交渉権者の決定方法」により審査結果が次点となった提案者と交渉を行うものとする。

14 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、提案者は失格とする。

- (1) 提出書類等が提出期間を超えて提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合
- (4) 参加表明書提出期限から審査結果通知までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合

15 その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載をし、失格とされた場合、桜川市の指名停止措置を行うことがある。
- (2) 参加表明書又は企画提案書提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。
- (3) 企画提案書において知り得た桜川市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (4) 本公募の関係者に対して、提案期間において、本公募の内容及び関連することについての接触を禁止する。
- (5) 企画提案書等の内容について、疑義があるときには、問い合わせすることがある。
- (6) 企画提案書に記載された担当者は、病気、退職等のやむ得ない場合を除き、変更できないものとする。
- (7) 提出された書類全ての作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (8) 原則、書類提出後の内容の変更は認めない。
- (9) 提出された書類は、返却しない。
- (10) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲内で複製することがある。

16 スケジュール

公募開始	5月28日（水）
参加表明書等の提出期限	6月13日（金）
提案資格確認結果の通知	提案資格通知受理後から6月20日（金）まで
質問書（様式5）の受付期限	6月13日（金）
質問書への回答（HP掲載）	6月20日（金）まで随時
企画提案書等の提出期限	6月23日（月）
プレゼンテーション審査日	6月30日（月）
結果通知	7月 4日（金）予定
契約締結日	7月上旬予定

17 問合せ先

住所：〒309－1292 茨城県桜川市岩瀬64番地2

担当部署：桜川市 保健福祉部 介護保険課

Tel：0296－75－3158(直通) Fax：0296－75－4690

E-mail：kaigohoken_s@city.sakuragawa.lg.jp